

特記仕様書

第 条 現場環境改善 (快適トイレの設置について)

1 内容

受注者は、以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

⑫～⑰の項目については、満たしていれば、より快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 快適トイレに求める標準仕様

①洋式便座

②水洗機能 (簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)

③臭い逆流防止機能 (フラッパー機能)

(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)

④容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)

⑤照明設備 (電源がなくても良いもの)

⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能 (耐荷重 5 kg 以上)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

⑧入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

⑨サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)

⑩鏡付きの洗面台

⑪便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

⑫室内寸法 900×900mm 以上 (半畳程度以上)

⑬擬音装置

⑭着替え台 (フィッティングボード等)

⑮フラッパー機能の多重化

⑯窓など室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き場等 (トイレットペーパー予備置き場)

2 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記 1 の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議のうえ、規格・基数等の詳細について決定することとし、変更契約時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

なお、数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事までとし、費用の上限は 45,000 円/基・月を上限に積算上の差額を計上する。

また、運搬費は共通仮設費 (率) に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

3 その他

快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

快適トイレ (イメージ)

快適トイレの標準仕様(案)

1. トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る
こと)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないこ
とを製造者が説明出来るもの)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場
設備機能(耐荷重5kg以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入
口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭フィッティングボード
- ⑮フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

